令和６年第３回浅川町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

令和６年９月１１日（水曜日）午前９時開議

日程第　１　議案第３２号　浅川町放置自転車等対策条例を定めることについて
日程第　２　議案第３３号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　３　議案第３４号　浅川町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　４　議案第３５号　浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第　５　議案第３６号　福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第　６　議案第３７号　令和６年度浅川町一般会計補正予算（第３号）
日程第　７　議案第３８号　令和６年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　８　議案第３９号　令和６年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）
日程第　９　議案第４０号　令和６年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１０　議案第４１号　令和６年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第１１　議案第４２号　令和６年度浅川町下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第１２　議案第４３号　動産の取得について
日程第１３　同意第　３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第１４　請願第　６号　「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
日程第１５　議員派遣の件
日程第１６　総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件
日程第１７　文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件
日程第１８　議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
日程の追加
日程第１９　発議第　７号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第１８まで議事日程のとおり
日程第１９　発議第　７号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

出席議員（１０名）

1番	須	藤	孝	夫	君	2番	富	永		勉	君
3番	菅	野	朝	興	君	4番	兼	子	長	一	君
5番	木	田	治	喜	君	6番	岡	部	宗	寿	君
7番	須	藤	浩	二	君	8番	上	野	信	直	君
9番	会	田	哲	男	君	１０番	水	野	秀	一	君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江	田	文	男	君	副町長	加	藤	守	君
教育長	真	田	秀	男	君	総務課長	生田目		源寿	君
企画商工課長	我	妻		悌	君	農政課長	関	根	恵美子	君
建設水道課長	生田目			聡	君	会計管理者 兼税務課長	坂	本	克幸	君
保健福祉課長	佐	川	建	治	君	住民課長	高	野	喜寛	君
教育課長	我	妻	美	幸	君					

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田	子	広	子	会計年度任用	芳	賀	純	弓

開議　午前　９時００分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君）　ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君）　本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ここで、昨日の認定第３号　令和５年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審議の中で、後で答弁することとした７番、須藤浩二君の質疑に対して、企画商工課長より答弁させます。

企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻　悌君）　それでは、昨日、須藤浩二議員からおただしのございました花火の里ニュータウンの商業用の土地について、ご報告させていただきます。

花火の里ニュータウンの過去の図面を確認したところ、計画段階の図面に１区画だけ商店と記載されたものがございました。現在の図面には記載されておりません。どの時点で商店の記載が削除されたのかは、確認することができませんでしたが、現在の取扱いといたしましては、用途が商店に限った土地の分譲はございません。

以上です。

◎議案第３２号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君）　日程第１、議案第32号　浅川町放置自転車等対策条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　この条例は何を参考にしてつくられたのか、まず１点目、伺いたいと思います。

第２条の定義のところで、「自転車、原動機付自転車、自動二輪車」というふうな文言があるんですけれども、これに対応するものが、語句が条文の中にはないんですよ。条文の中にあるのは「自転車等」という語句だけで、さっき述べた３つについては使われていない、それを定義で定めるというのはおかしい。これは何を

参考にして、この条例をつくったのかなというふうに思ったんで、その点を伺いたいと思います。

それから、所有者不明の自転車、これに対してはどう対応するのか。この条例ではちょっと明確になっていないので、その点を伺いたいと思います。

それから、費用の徴収、福島市の条例を見ると、「かかった費用は徴収することができる」という定めがあったんですけれども、この町の場合は、費用の徴収については、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。取りあえず、そこだけ。

○議長（水野秀一君）　町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　それでは、私より答弁させていただきます。

今ほど、３点ほどおただしございました。

まず、１点目ですが、こちらの条例につきましては、我が町では初めてなものですから、いろいろ参考にさせていただきました。他町村や１番は警察ですね。そちらで確認をしてもらい、この内容で上程したいと考え、今回上げさせていただきました。

確かに「自転車等」となってございます。こちらの第２条の（４）番、こちらで、「自転車等　自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう」というところを指しているものと、こちらはみなしてございました。

２点目なんですが、所有者不明、こちらにつきましては、今回、条例の制定と併せまして施行規則を策定するよう予定してございます。その中に、所有者不明の持ち主に関しましては、今、申し上げました条例施行規則、こちらでうたってございます。

それと３点目の費用なんですが、こちらにつきましては、過去にも撤去をした経過がございますが、そちらにつきましては、町負担となっておりまして、今回も町負担で行いたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　警察に確認してもらって、これでいいんじゃないかということだったということなんですけれども、これ、どう見たって、条例上はちょっと違和感があります。文言が「自転車等」というのは、ほかの条文にも何回も出てくるんで、これの定義について、２条で述べるんだったら分かるんですよ。例えば（１）自転車等というふうにして、自転車、これは、道路交通法なんとかにいう、自転車をいうとか、原動機付自転車というのは何とか、この（２）に書いているところですね。それから自動二輪車については、（３）にあるところ、それをいうというふうに定めるんだったらば、これは全くおかしくないんだけれども、ちょっと違和感があります。

別に、だから反対だというほどのものではないんですけれども、ただ、こういう条例をつくる場合は、もっときちんとやってもらいたいなと、これは後々まで残るやつですので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、所有者不明の自転車については、施行規則で対応するんだということで、それはそれで、そうするしかないんだろうなというふうに思うんですけれども、ただ、それも「所有者不明の自転車等については」

というのがあったほうが自然だったなというふうには思います。

それで、費用の徴収は、過去にも無料でやったことがあるということで、今回の状況を見ると、それほど台数も、そんなに膨大な数ではないので、費用もそんなにかからないのかなというふうには思いますので、いいんですけれども、条例制定後、具体的にこの後どういうふうに進むのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　答弁させていただきます。

１点目ですが、今さらなんですが、議員さんからご指摘いただいたところは、よく今後反映させていただきたいと思います。

改めてなんですけれども、今回、条例制定の目的というのは、ご存じのとおり、浅川駅前の駐輪場及び里白石駅の駐輪場が、放置自転車が長年にわたって蓄積されております。その撤去のためにと思いまして、まずその第一歩で、この条例を策定いたしました。

なお、２点目につきましても、こちらの所有者不明の件につきましては、施行規則のほうで定めたいと思いますので、そちらで行いたいと思います。

あと、３点目につきましてなんですが、すみません、間違っているかもしれないんですけれども、費用負担でしたっけ。

〔「制定後」の声あり〕

○総務課長（生田目源寿君）　今後、この条例が制定、議案可決いただければ、早急に町としましては、この放置自転車の撤去を警察と共に進めてまいりたいと思います。

さきの議会で質問等ございました駅前の放置自転車どうするんだと、自転車小屋が老朽化していると、あと場所も、あそこがフラットでないとかもろもろございましたが、それをおいおい解決するためには、まず先ほども申し上げましたとおり、この条例を策定して、自転車を撤去して、自転車小屋を改めて整備したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　よろしいですか。

○８番（上野信直君）　はい、いいです。

○議長（水野秀一君）　ほかに質疑ありませんか。

５番、木田治喜君。

○５番（木田治喜君）　私も８番議員さんと同じ、この条文を見てちょっと違和感を感じました。ちょっともまれていないのかなという感じをしました。ただ趣旨、その他はもう十分理解するところですし、いろんな問題があるんだろうなというところで、この条例に対しては、非常にいい条例を持ってきたなというふうには、私は理解するところなんですが、ただ中身については、もう少しもまれたほうがいいんじゃないかと、後々でもう一度訂正したり、直したりというようなことのないように、ある程度固まったところでやっていただければなというのは、私の意見であります。

それで、これから規則、その他、できるんだと思うんですが、これ、第５条の保管場所云々とか、それから撤去を命じた日からの処分するまでの期間だとか、こういったものについては、どのぐらいのものを想定して

いるのか、保管場所をどこにするのかというのも改めてお聞きしたいなというふうなことで、保管場所とそれから撤去を命じた日から何日ぐらいを目安に想定しているのか、こちらのほうをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　木田議員さんからもご指摘ありましたとおり、条例の内容につきましては、今回初めてで、確かにこちらでも戸惑うところはあったんですが、このような上程をさせていただきました。

まず、保管場所につきましては、暫定的に役場敷地内と思っております。具体的にいいますと、プール裏、プールのところを予定しております。

あと、５条関係なんですが、まず警告なんですけれども、警告をまず７日、１週間、それと保管につきましては、１か月を予定しております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　よろしいですか。

５番、木田治喜君。

○５番（木田治喜君）　保管場所は役場の敷地内ということと、それから警告が１週間、それから処分するまでを１か月で見ているということで、多分、規則、その他を、まず原案は持っているんだと思いますので、その原案ができて、表表紙になるのがこの条例だというふうに私は思っていますので、その辺のことは、詳細は煮詰まっているんだろうなという感覚で今お尋ねしました。両２つとも分かりましたので、進めていただきたいなというふうに思います。

○議長（水野秀一君）　ほかにありませんか。

７番、須藤浩二君。

○７番（須藤浩二君）　今の５番議員に対する答弁で、１週間の告知期間と１か月の保管期間というのは理解できたんですが、その後、その後もそうですけれども、放置自転車として認めた場合、それは警察と一緒に立会いで確認をするのか、あと防犯登録等がなされている場合は、その所有者に対しての、その連絡とかは警察から行くのか、町から行くのか。

あと、保管して引取り手がなかった自転車の最終的な処分方法はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　それでは、答弁させていただきます。

まず、現状からお話ししたいと思います。

今現状なんですが、浅川駅には約20台、里白石駅には10台、これ、今議会の提案理由説明の中でも述べたとおりなんですが、大変見苦しい状態になっておりました。過去に、７月に駅前マーケットを予定しておりました。あさかわのわプロジェクトにおいて、そのときの景観のことも考えまして、今現在もブルーシートで囲ってあります。１か所、一番脇に寄せて。その際、実はブルーシートで囲む前に、駐在とは協議をしました。防犯登録してあるんで、ぜひこれ追跡していただけませんかという話をしたのが事の発端なんですが、そうしたらば、結果的には、いや、これは今は触れないと、条例で町として制定しなければ触れないということが、まず今回の一歩でした。なので、９月議会、今議会で上程させていただいたものなんです。

この条例が策定、可決されれば、先ほども答弁したとおり、速やかに警察と協議をしまして、まずは防犯登録あるものを追跡いたします、速やかに警察が。その後に、所有者判明すれば、警察から言ってもらうことになっています。過去にいいますと、今から25年前にも１度、浅川駅は自転車の片づけしています。その当時は、条例策定とかそういう必要なかったんですが、時代が変わりまして、今は条例制定、まずやってくれということだったものですから、今回このようなことをさせていただきました。

追跡できなかった自転車につきましては、町で、公費で処分したいと考えております。ただ、業者ともいろいろ話したんですが、今、鉄の値段が高いとかございまして、限りなく無償な感じで処分していただけるような話も聞いております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　７番、須藤浩二君。

○７番（須藤浩二君）　前半の件は了解しました。それで最後の、放置自転車の最後の処分なんですけれども、現在、各市とか都市部とか、放置自転車なんですけれども、最終的に、自転車を輸出専門に扱っている業者さんを指名しまして、入札会を行っております、都市部では。かなりの金額で買っていただけるという内容でもありますので、処分代がかからないのはいいことなんですけれども、逆に、町にお金が入る手段もありますので、その辺もちょっと情報を仕入れてやっていただければよいかなと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　それでは、今の件につきましては、町としてよく参考にしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君）　よろしいですか。

○７番（須藤浩二君）　はい。

○議長（水野秀一君）　ほかに。

９番、会田哲男君。

○９番（会田哲男君）　告示というところありますね、第５条の２、「その旨を告示しなければならない」、この告示はあれですか、単純な話なんですけれども、告示板で告示するという考えなんですか。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　答弁させていただきます。

この告示なんですが、タイトルは警告書ということで札になっております、予定しているのは。施行規則に定めるんですけれども。これを自転車１台１台に貼りまして、何月何日までにこの自転車を退去してくださいということで、その後に、この日付以降まであった場合には、町とすれば撤去しますと。そういうことで１台１台、可決になりましたらば、ブルーシートを外して１台１台に貼っていきたいと考えております。

以上です。

○９番（会田哲男君）　分かりました。

○議長（水野秀一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

４番、兼子長一君。

○４番（兼子長一君）　賛成です。

○議長（水野秀一君）　まず、最初に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

４番、兼子長一君。

○４番（兼子長一君）　浅川町放置自転車対策条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

長年、浅川町においても駅前、それから公共の場所の自転車置場等に放置された自転車がありました。そういった中で、今回この条例を制定して、そういう放置自転車の対策を進めるということで、大変有効な条例だと思っております。景観の整備はもとより、防犯対策にもつながると思います。放置自転車をちょっと持っていくとか、そういった対策にもつながる条例であると思います。

それで、私、今朝、浅川駅前の駐輪場を見てきました。先ほど総務課長答弁されたように、放置自転車をブルーシートできちんと覆いをして、対策を取っているということを見まして、やはりこの条例制定に向けて、その準備をしっかりやってきたのだなという思いであります。

それから、先ほど各議員が質疑の中で指摘されたように、この条例本文はこのような形で制定をされて、それに伴うその規則をさらに煮詰めていただいて、きちんと対応できるような条例の制定と規則の制定をお願いしたいと思います。そういった観点から賛成といたします。

以上です。

○議長（水野秀一君）　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　これで討論を終わります。

これから日程第１、議案第32号　浅川町放置自転車等対策条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３３号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君）　日程第２、議案第33号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　この際ですので、お配りいただいた住民課資料のゼロカーボン推進協議会設置要綱、これを踏まえてお尋ねをしたいと思います。

このゼロカーボン推進協議会の委員の方々は、具体的にどういう活動をされるんでしょうか。

設置は、所掌事項は第２条に書いてあるんですけれども、これを具体的にどういうふうに進めていくのか伺いたいと思います。それが１点目です。

それから、この設置要綱の第３条の委員10人以内で、住民代表者、関係団体及び事業関係者、知見を有する者というふうなのが挙がっているんですけれども、この１から３まで、具体的にはどんな方をイメージされているのか伺いたいと思います。

それから、この設置要綱では、協議会にアドバイザーを置くことができるというふうになっております。このアドバイザーの報酬はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君）　町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君）　住民課長、高野喜寛君。

○住民課長（高野喜寛君）　それでは、お答えいたします。

まず、１点目なんですが、このゼロカーボン推進協議会、こちらのほうにつきましては、趣旨にあるとおりでございます。前回の６月補正で議決いただきました補正の内容の業務委託ですね。そちらのほうの内容の一つとしまして、協議会のほうを設立し、なおかつ委員の皆さんにいろいろとアドバイスをいただきながら、計画策定の内容の改定をするという内容になってございます。

ゼロカーボン推進協議会の２点目の具体的なメンバーなんですが、第３条に規定しておりますけれども、第２項第１号の住民代表者といたしましては、町の行政区長会長さんを予定しております。第２条第２項の関係団体及び事業関係者につきましては、経済団体として町の商工会さん、それから経済団体、地元企業を兼ねるという形で町の経営者協会さん、それから農業団体ということで、町の農業委員会さん、それから農業団体、地元の金融機関も兼ねる形になるんですが、夢みなみ農協さんの浅川支店さんにお願いする予定です。それから、地元企業ということで、大同信号さんと丸川製作所さんにお願いする予定です。それから、地元金融機関といたしまして、東邦銀行浅川支店さん、それから白河信用金庫浅川支店さんにお願いする予定になってございます。それから、地元のエネルギー会社ということで、東北電力ネットワークの白河電力センターにお願いをする予定になってございます。

それから、３点目なんですが、アドバイザーということで、こちらのほうにつきましては、報酬につきましては、現在考えてはございません。といいますのは、今回、ゼロカーボン推進協議会のアドバイザーという形で規定しておりますけれども、再生可能エネルギー導入のロードマップ策定に伴う業務委託ということで、株式会社エスプールさんと業務委託契約を締結しておりますけれども、その組織体制の中で、事業戦略推進部長がおり、この方が環境省認定である脱炭素アドバイザーベーシックの認定資格を有してございます。この方につきましては、昨年度まで脱炭素の先行地域の認定を受けた自治体で環境政策などを担当する課長を歴任して、

先行地域としての気候変動適応の取組事例を発表するなど、そういった取組をする自治体としてのノウハウもある実務経験豊かな有資格者でもありますので、受注業者という形ではありますが、アドバイザーとしても協議会のほうに参加をしていただいて進めていく予定ということになっておりますので、この方のアドバイザーにつきましては、報酬についてはない予定になってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君）　８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　２点目、３点目は大体分かりました。

１点目、具体的にどういう活動をするのかということなんですけれども、年に何回ぐらい集まるんですか。そのあたり伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君）　住民課長、高野喜寛君。

○住民課長（高野喜寛君）　それでは、お答えいたします。

現在、各町民の1,000世帯のほうに、アンケート調査のほうを依頼してございます。９月13日までということでお願いしてございます。そのほか地元企業100社にも同様に、環境に関するアンケートということで依頼をしてございます。そういったところのアンケート調査の結果といったところも踏まえまして、まず10月の下旬に１回目、そちらのほうのアンケート調査の結果、それから町の計画の策定に向けての現状把握であったり、国の動向であったり、そういったところの説明も含めて、第１回目を10月の下旬に行う予定をしてございます。

それから、第２回目といたしまして、12月に２回目の協議会、そちらのほうを開催いたしまして、大方の計画書の策定に関する概要を詰めまして２回で終了させ、１月ぐらいまでには計画書のほうを策定するというような予定で進む考えでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君）　よろしいですか。

８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　２回会議を開いて、１月末までには計画をつくりたいと。所掌事項には、カーボンニュートラルの実現を推進するための推進に関する事項、これについても、あと町づくりの推進に関する事項、これについても協議をするので、その後もずっと、これ、時期を見て随時開かれるということなんですか。

○議長（水野秀一君）　住民課長、高野喜寛君。

○住民課長（高野喜寛君）　お答えいたします。

このゼロカーボン推進協議会につきましては、まず今年度、計画書の改定という形で行いまして、２回協議会を開催した中で、改定のほうを進める予定になってございます。今後、来年度以降につきましても、継続して毎年１回程度、計画全体の進捗状況の確認であったり、評価、それから国の動向などを含めて、毎年１回程度は開催する予定をしてございます。その後、また計画の改定時期になりましたらば、今年度同様に複数回の協議会を開催して進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○８番（上野信直君）　分かりました。

○議長（水野秀一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　討論なしと認めます。

これから日程第２、議案第33号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３４号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君）　日程第３、議案第34号　浅川町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　討論なしと認めます。

これから日程第３、議案第34号　浅川町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３５号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君）　日程第４、議案第35号　浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題

とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　紙の保険証の廃止に関わる条例の改正だというふうに思うんですけれども、保健福祉課のほうから資料が配られております、ナンバー２という、被保険者証廃止後の主な流れという資料が配られております。大変ありがとうございます。

お尋ねをしたいのは、昨日の国保の決算認定のときにも取り上げました滞納者に対する対応のことなんですけれども、浅川町では資格証明書は出していないけれども、短期保険証は国保税の滞納者に対して、34世帯62人の方に対して短期保険証を発行していると。恐らく普通の人は、１年間の有効期間のある保険証をもらえるんですけれども、滞納者の方は３か月間とか期限を切って、それ終了したらば、欲しかったらば、また納税相談に来てもらって、そしてという話だというふうに思うんですね。昨日の質疑をお聞きしますと、その納税相談の際に、町としては本当に親切な対応をしていて、何でその納税ができないのか、町として援助できないことはないかと、いろいろ心を砕いて本当に滞納者に寄り添った対応をしてくださっているというふうに思いました。

では、12月２日でしたっけかね、紙の保険証が廃止以降は、この短期保険証の対象者というのはどういうふうに扱われるんですか。国保税の滞納者ですね。この点について伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君）　町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君）　保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君）　それでは、私のほうから、12月２日以降の短期証の取扱いというところから説明させていただきます。

まず、国では、皆さんご承知のとおり、12月２日以降保険証が廃止になり、と同時に短期証も廃止されるという方向で動いております。

国では、その滞納者に対しては、特別療養費といいまして医療費10割負担、これに切り替えなさいというふうな指示がありますが、これが、この間の市町村の担当者レベルの会議でもそういう説明されて、県からも説明されているんですけれども、多くの市町村からこれはなかなか難しいという反発の意見というか、反対の意見もありまして、市町村ではそういう訴えも起こしております。国の見解では、その運用の詳細については、別途示す予定だというふうに国ではおっしゃっているんですけれども、まだその詳細が分からない状況でございます。

この特別療養費に関しましては、昨日、話題になった現行の資格証明書と同じ内容だと認識しておりますので、町では、今までこの資格証明書までは発行には至っておりません。その間に納付相談に来ていただいて、短期証で、さっき議員さんおただしのように、３か月でつないでいるというところでございますので、今後、町では、今まで同様、この資格証明書はなるべく発行せずに、納付相談に来ていただいて、対応していきたいというふうに考えております。

その後は、税務課さんのほうで電話連絡などして、期日までに必ず納付相談に来ていただいたり、あと、そういうことで、滞納者との接触する機会をつくっていきたいというところで今のところは考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　よろしいですか。

８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　ありがとうございます。

そういうふうに対応していただけると、本当に助かると思います。

マイナンバーカード、マイナ保険証を作った方は５年間の有効期間ですので、その後、国保税の滞納があってもずっと保険証を使っていられるという状況になるんじゃないかと思うんですよね。ところが、マイナンバーカードを作っていない保険者の方が滞納すると、国の対応では、即資格証明書扱い、10割医療機関で払って、後で、町に７割を戻すような請求をすると、全くひどい話だと思うんですよ。マイナンバー、マイナ保険証を作った人と作らなかった人の差別が物すごい、こんなひどい話はないと思うんですね。ですから、ぜひ従来と同じような対応が続けられるように、短期保険証みたいなのが発行されるようにお願いをしたいというふうに思うんです。

それで、具体的に伺いたいのは、資格確認書ですよね。保険証がなくなった、来年の10月以降は資格確認書が発行されると思うんですけれども、普通の人の場合ね。そうすると、短期の資格確認書というのを発行するという方向になるんですか。したいという方向なんですか。それと、それは各自治体の判断でできるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君）　保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君）　それでは、そのおただしの件なんですけれども、資格確認書のその期限を切った短期という部分なんですけれども、こちらを県に確認しましたら、それはできないという回答を得ておりますので、本当はそれができれば、今までどおりの短期証と同じ扱いができるのではないかと、うちのほうでもそういう質問をぶつけたんですけれども、それはちょっとできないと、国の見解だというところで。県では、国保の資格証明書に関しては期限が１年、期間というところで、それでやってくださいと、３か月の短くする資格確認書はできないという回答を得ております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　そうすると、３か月ごとに滞納者の方に来てもらって、相談をしてという対応を、これはできないということになるんですか。資格確認書、１年間の有効期間だということであれば、１年間有効の保険証を渡したのと同じになるので、３か月ごとに来てもらうというのは、これはなかなか容易でない話になると思うんですね。その辺はどのように考えておられるのか伺います。

○議長（水野秀一君）　保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君）　その期間と費用負担の関係なんですけれども、こちらのほうで、滞納者に対しては、再告知とか、この日までに納付相談に来ないと10割になりますよという通知をまず出したいと思います。

その保険証の３割負担、10割負担の切替えというのは、うちのほうで、システム上で設定すれば10割負担に

切り替えられるということなんですよ。なので、やり方としては、まず滞納者に対して、催告書と同時に、この日までに納付相談に来ていただけなければ10割になってしまいますよという通知も併せて出して、納付相談に必ず来てもらって、今までのような相談体制をつくっていくという考えで今おります。

以上です。

○議長（水野秀一君）　よろしいですか。

８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　マイナ保険証の利用者については、10割、３割の切替えができると、こういうことですか。

○保健福祉課長（佐川建治君）　資格確認書……

○８番（上野信直君）　ごめんなさい。聞きますね。

マイナ保険証の方は、滞納していても５年間ずっと保険証使えるんじゃないかという疑問に対してのお答えかなというふうに思ったんですけれども、違うんですかね。

それから、マイナ保険証を作らない、資格確認書の場合は、これは有効期間が１年間のものしか発行できないというのが県の見解だということで、どうやって３か月ごとに来てもらって相談に乗ってもらって、少しずつでも納めてもらうようにしていくのか、この点について具体的にはどういうふうになるんでしょうか。

○議長（水野秀一君）　保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君）　おただしの件ですけれども、資格確認書の方もマイナ保険証の方もこちらで負担割合を切り替えられるというところなんですが、保険証上は見れないですけれども、データ上でできるので、お医者さんにかかったときは、この人が10割だ、３割だというような確認ができるようになるというところです。それで、その納付催告書でこの日までに来なければ、資格確認書の方もマイナ保険証の方もこの日以降だと、来なければ10割になってしまいますよというような通知を出して、今までと同じ納付相談がそれではできるんじゃないかなと考えているところです。

○議長（水野秀一君）　８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　何か、マイナ保険証だと何となくそういうのできそうな気はするんですけれども、資格確認書でもそういうことができるということなんですか。

○議長（水野秀一君）　保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君）　データ上の話ですので、そういうやり取りで、３割、10割、切替えができると、資格確認書の方もできるというところです。

以上です。

○議長（水野秀一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　討論なしと認めます。

これから日程第４、議案第35号　浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３６号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君）　日程第５、議案第36号　福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　討論なしと認めます。

これから日程第５、議案第36号　福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３７号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君）　日程第６、議案第37号　令和６年度浅川町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

５番、木田治喜君。

○５番（木田治喜君）　まず、歳入のほうなんですが、１度、これ本当に、そのものがどうのこうのという話ではなくて、特別交付税の中に補正で684万3,000円ですか、計上されました。これは説明によれば、地域おこし

協力隊の増額分ということであったんですが、私も今回、これからの地域おこし隊の２名ですか、の募集だとか何かするんだとかと、いろんなところでイベントも含めて、地域おこし協力隊の活動が活発化してきています。その中でどれだけの歳入があって、どれだけの歳出があるかという全体図がどうしてもちょっと見えにくくなっているというか、私の理解不足なのかもしれませんが、そういうところがありますので、ちょっと全体図をここでご教示いただければなというふうに思っています。

それから、６ページの新規園芸品目導入支援事業生産者負担金というものがあるんですが、これは歳出のほうにも同じ金額で51万6,000円のところが51万7,000円の歳出があります。これ、どういったものなのかちょっと詳細、改めて伺いたいなというふうに思っています。

それから、歳出のほうなんですが、これはずっと昔からやられているし、町長さんのほうからも話に出てきました急傾斜地の崩壊防止対策事業費ということで、当初、補正で600万組まれていますし、当初予算で500万あって、合わせて1,100万ということなんですが、これ、昔からあるというのは、私が議員の拝命を受けたときからもあることは記憶しています。ですから、ただ、その急傾斜地崩壊防止対策事業費の中身、どんなところがそういう事業の対象になるのか、それから、その費用負担はどんな形になっているのか、これは改めてなんですが、申し訳ないんですが、もう一度お教え願いたいなというふうに思っています。

それから、最後なんですが、28ページに町営プール費で20万という補正が組まれています。プールは多分、９月１日に終了していると心得ているんですが、この９月の補正はどのような理由で上がってきたのか、それを教えていただきたいということで、５点ですか、お願いします。

○議長（水野秀一君）　町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　各担当課より説明させていただきます。

企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻　悌君）　それでは、１点目につきまして、私のほうから説明させていただきます。

歳出のほう絡んできますので、歳出の説明も含めましてご説明させていただきます。

まず、今回の補正予算のまず概要なんですけれども、今回の地域おこし協力隊の採用関係の補正予算につきましては、採用方法を変更するための補正予算となっております。

現在、地域おこし協力隊は町で直接採用しておりますが、今回、新たに募集する方につきましては、募集事務を委託している会社に募集、採用、採用後の日々のサポートや研修等、そういったものを一括してお願いしたいと考えております。一括でお願いすることによりまして、採用、それから育成、その後の自走するまで一貫して伴走支援していただけるものとなります。

また、募集人数も現在の１名から２名募集にしたいと考えております。

そのため、給料、手当、共済費等の人件費と地域おこし協力隊活動補助金を１名分減額いたしまして、地域おこし協力隊設置運営等業務委託料として２名分を計上するものです。

金額につきましては、まず減額するものですけれども、２節の給料から４節共済費の人件費が地域おこし協力隊以外の人件費も今回、2.1.8の企画費には合算になっているため、非常に分かりにくいんですけれども、地域おこし協力隊の人件費分、１名分として今回401万7,000円が減額となっております。

そのほか、18節負担金、補助及び交付金の地域おこし協力隊活動補助金１名分として190万円の減、合わせ

まして減額分が591万7,000円、今回の補正で減額となっております。

次に、増額になる部分ですけれども、地域おこし協力隊設置運営等業務委託料としまして、地域おこし協力隊２名分の６か月分の人件費と、それにサポート経費を追加しまして717万2,000円を計上しております。

なお、現在、活動いただいている地域おこし協力隊の方については、今までどおり町採用の協力隊として活動をしていただきますので、本町の地域おこし協力隊につきましては３名での活動を予定しております。

また、地域おこし協力隊では、いろいろアイデアはあっても、それをどのように生かしたらいいのか分からないケースもあるということでお聞きしておりますので、限られた３年間で最大限の効果を出していただくように、地域力創造アドバイザー、それと地域活性化企業人にも新たに来ていただきたいと考えております。

地域力創造アドバイザー、地域活性化企業人、地域おこし協力隊、それで１つのプロジェクトチームをつくるようなイメージとなります。

地域力創造アドバイザーに関する費用は、12節の委託料の地域力創造アドバイザー業務委託料279万4,000円となります。地域力創造アドバイザーは外部の専門家となりまして、年度内に10日以上または５回以上来ていただいて、浅川町独自の魅力や価値を向上させるような、そういった取組をしていただくことになります。

次に、地域活性化企業人に関する費用につきましては、18節負担金補助及び交付金の地域活性化企業人制度負担金となりまして279万4,000円となります。

地域活性化企業人は、３大都市圏に所在する企業から社員を派遣いただきまして、地方自治体が取り組む地域課題に対して、社員の専門的なノウハウや知見を生かしながら、地域活性化を図るものとなっております。

なお、この地域活性化企業人につきましては、受入れ団体での勤務日数が月の半分以上は来ていただくということになっております。

今回の地域おこし協力隊の採用関係の補正で増額となるものが、地域おこし協力隊設置運営等業務委託料717万2,000円、地域力創造アドバイザー業務委託料279万4,000円、地域活性化企業人制度負担金279万4,000円、合計で1,276万円が増となりますが、当初予算で計上していた地域おこし協力隊の人件費のうち１名分401万7,000円と地域おこし協力隊活動補助金１名分190万円、合わせて591万7,000円が減額となりますので、今回増額となる1,276万円から減額になる591万7,000円を差し引きまして、差額の684万3,000円が増額となります。

増額となった684万3,000円につきましては、先ほど議員さんからおただしのありました特別交付税ということで、補正予算書の６ページ、12款１項１目１節地方交付税の特別交付税として全額684万3,000円が措置されることとなっております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君）　それでは、２点目につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

歳入の新規園芸品目導入支援事業生産者負担金51万6,000円と、歳出のほう６款１項３目18節の新規園芸品目導入支援事業補助金51万7,000円につきましては、関連しておりますので併せてお答えさせていただきます。

今回の新規園芸品目導入支援事業につきましては、既に予算計上されている追加計上となっておりまして、浅川町のイチゴ農家さん、生産者に対する初期生産資材であります土、マルチポット、肥料、農薬などが対象となっております。

こちらにつきましては、資材の供給先に全額補助するもので、生産者からは県補助の残額を負担していただくことになることから、全額補助に足りない金額を補正させていただくものとなっております。

かかる費用につきましては、全額で89万6,368円を資材調達先のほうにこちらのほうから支出しまして、生産者から補助残の51万6,368円を負担していただくことになる事業でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君）　建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目　聡君）　それでは、急傾斜地崩壊防止対策事業負担金についてでございます。

こちらの急傾斜地の事業につきましては、県が事業主体となる事業でございます。

町は地元の負担として、10％が町負担というふうになってございます。この事業につきましては、県の単独事業もありますし、それから国からの補助も規模によってはあるというふうに聞いております。

該当する箇所がどのような箇所かといいますと、急傾斜地に指定されているような崩壊のおそれがある県の指定の斜面で、住宅が基本的に５戸以上並んでいる箇所というふうに聞いております。

浅川町、今年度につきましては山白石東今田地区です。こちらは、令和７年度完了予定で進んでおります。それから、今年度から新たに、染の追越地区が調査地区となっております。こちらの負担金となります。

また、これまで大分、何十年も前から、浅川町では事業実施しているところもありまして、主なところですと太田輪、それから松野入、それから山白石の橋上沢、西今田、これは最近完了しております。それから、下菖蒲庭などの事業をこれまで行っております。

以上となります。

○議長（水野秀一君）　教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君）　それでは、４点目についてお答えさせていただきます。

10款７項４目町営プール費監視員等の報酬の増20万円でございますが、こちらにつきましては、プール管理員２名、監視員８名の時間給がそれぞれ98円の増額となりましたので、その増額による計上となってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君）　５番、木田治喜君。

○５番（木田治喜君）　地域おこしについては、よく分かりました。

しっかり、何か急に動き出した感じがすごくしまして、これが通常、地域おこし隊を有効に活用する場合には、当然あってしかるべき内容かなというふうに思っています。

以前にも、この地域おこし隊では何回か一般質問等々もさせてもらったことあるんですが、こういったことをしなければ、単に協力隊を募集してもなかなか来ないだろうとか、それから中身的にどうなんだろうというようなところがあったと思うんですが、今年度のイベント等々とも踏まえても、結果の、それから浅川広報なんかを見ますと、相当活用しているなというのはよく分かります。今後ますます、２名の方をプロの目から見た教育をしながら、ぜひとも浅川町のために役立てるような人を、人材を逆に育てていただいて、３年間の中に結果を出していただくというようなことで、ぜひやっていただきたいなということで、歳入歳出の関係のあれはよく分かりました。

それから、この２番目の新規園芸品目、これ、説明いただいたんですが、ちょっとまだ理解できないんですよ。私、ちょっと費用で考えちゃうんで、国・県からの何か補助があって、それから本人の負担分というのは、これはないんでしょうか。その辺のところをもう一度、申し訳ないんですが、もう一度だけ説明いただければなというふうに思います。

それから、急傾斜地についても分かりましたんですが、これも定義が何か５戸以上並んでいる云々で、町の安全安心ということで、いろんなことで特に進められている事案だとは思うんですが、ぜひともこれは、どんどん進めていっていただきたいなというところだとは思うんですが、逆に言えば、これは福島県の何か定義もございましたよね。多分、国、それから県、どんどん来て各市町村というような形になってきているんだと思うんですが、定義として５戸以上云々でなくて、傾斜度がどのぐらいだったとか、それから高さがどうのこうのだとかという定義もあったかと思うんですが、そちらのほう、ちょっともう一度詳細を説明いただければと。

それから、先ほど言いましたように、受益者負担は浅川町では発生していないというような理解でよろしいんでしょうか。

それから、町営プール関係なんですが、監視員さんが８名ということで、前の、今回、募集要項を見させていただいたら、何か、令和６年度は町営プール管理員が４名から５名、町営の監視員が３名から５名というふうになっているんですが、今、８名というふうに聞いたのですが、これは間違えないんでしょうか。それと、今、20万の補正を組むということは、これから支払いが起きるという理解でよろしいんでしょうか。どういうふうな締めで、どういうふうな支払いになっているのか、ちょっと教えていただけませんか。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君）　農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君）　それでは、１点目の、新規園芸品目導入支援事業について再度説明させていただきます。

説明が分かりにくく、大変申し訳ありませんでした。

いわゆる県の補助、県の単独事業になりますが、町のほうは県のほうから補助を受けて実施することになりまして、生産資材の調達先であります農協さんのほうに89万6,368円トータルで支出させていただきます。生産者負担、本人負担のほうが上限76万円の事業ですので、38万円補助があるということで、本人負担51万6,368円を生産者のほうに負担していただくということになります。

以上です。

○議長（水野秀一君）　建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目　聡君）　急傾斜について再度説明させていただきます。

先ほどもお話ししましたとおり、事業主体が県でございまして、負担割合は事業費の10％が地元自治体の負担で、宅地の所有者の方の負担はございません。

それから、急傾斜地という基準でございますけれども、こちらにつきましては、国のほうの方針だったかと思うんですが、土砂災害のおそれのある区域というものの方針が変わりまして、福島県においては、令和３年から令和５年度に基礎調査の前の段階の調査というのを完了しております。これに伴って今後、基礎調査が行われてくるものだと思いますけれども、こちらの基準での急傾斜ということで申しますと、30度以上の傾斜で、

たしか高さ５メートルだったと記憶しております。こちらが急傾斜と言われるもので、そのほかに土石流の発生のおそれのある箇所というところもあります。こちらも基準があるんですが、こちらについては、ちょっとすみません、今、正しい数字を記憶しておりません。この土石流のための砂防堤、砂防施設を造るものにつきましては県が100％負担で、地元自治体の負担はなしということでございまして、こちらは、今年度、調査地区に城山と長戸の２か所が調査地区として採択になったところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君）　教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君）　それでは、答弁させていただきます。

町営プールの管理員なんですが、毎年６月頃に募集と面接させていただきまして、採用という形を取っておりますが、毎年、人数、応募される方が少なくなってきておりまして、管理員は、今年２名の応募でございました。それで１名につきましては、２名応募がありまして、もう一人管理員さんとしてシフトがちょっと難しくなりますので、１名は毎年こちらからお願いしている方を、もう一度お声をかけさせていただきまして、管理員は３名ということになっております。監視員は高校生のアルバイトの方ですが、そちらと合わせまして10名ということです。

それから、給料の流れでございますが、７月の例ですと、７月末締めで８月21日に支払いということになっております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　５番、木田治喜君。

○５番（木田治喜君）　分かりました。新規園芸のほうも分かりました。

それから、急傾斜地は、受益者負担はなくて町の負担が10％ということで、確かにそうですね。定義についても30度、それから高さ５メートルのところを傾斜地というふうな形で、そちらのほうを、事業を進めているということで、分かりました。

それから、町営プール費は、末で締めて21日支払いだから、８月分については９月21日支払いだと。それにおいて予算が足りなくなったので、150万でしたか、当初予算150幾らかあったと思うんですが、155万4,000円ぐらいですか、あったということで、それに足りなくなったので20万追加したよということで。多分、９月１日までやっていたんですよね。ということは、９月１日の分も１日分を10月21日に払うということなんでしょうか。

一緒にする、そのほうがいいと思います。１日分だけ計算するのも大変でしょうから、多分、その辺のところは臨機応変にできると思いますので、ぜひとも９月１日分は９月21日にお支払い願えればというふうに思います。了解しました。

○議長（水野秀一君）　よろしいですか。

○５番（木田治喜君）　はい。

○議長（水野秀一君）　ほかに質疑ありませんか。

１番、須藤孝夫君。

○１番（須藤孝夫君）　地域おこし協力隊の件ですけれども、駅前マーケットが７月にありましたよね。たまた

まなんですけれども、地域おこし協力隊の芳賀君は同級生なんですけれども、今回初めて、それまで活動あったと思うんですけれども、表面切っての活動は７月の駅前マーケットだと思うんですけれども、いかんせん人手がないということで、同級生４人がテントの設備、あと雨が降ってきちゃって、最後の片づけとかいろいろ手伝ったんですけれども、いかんせん何かまだ初めての行事というか初めての活動なんで、人手がいないんで同級生に声かけてやったんですけれども、今後長く続けるためには、そういう体制というかな、今後長く続けるためには、年中、同級生も声かけて、それは協力しますけれども、その辺の体制を今後どうしていくかお聞きします。

○議長（水野秀一君）　町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　駅前マーケット、本当に前回、本当に１人とか人手がなくて大変でありましたが、何とか皆さんのご協力を得て、かなりの人数が入って盛大に行われました。今後、10月にもあと２回ぐらいありますか、駅前で。そのときも、やはり担当課、あるいは我々職員でも、本当に人数が足りないところやっておりまして、本当に何が何でも皆さんで、駅前、そしてまた浅川町を盛り上げるために、議員さんもぜひ協力しても結構ですからね。いや本当なんです。やはり、これ、私もやっていますからね、本当に。ですから、とにかく皆さんで協力しないと浅川町は活性化しないということ、そしてまた地域協力隊あと２名、本当に２名来れば、またさらに浅川町が活性化していろんな行事ができると思います。本当にこの２名がうまく来てくれればいいなと、今、担当課とお話をしているところであります。

これから、駅前、そしてまた浅川町のために、地域おこし協力隊と皆さんとでやっていきたいと思いますので、何かございましたらまた私のほう、あるいは担当課にご一報いただけば幸いであります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君）　１番、須藤孝夫君。

○１番（須藤孝夫君）　よろしくお願いします。

先ほど町長も言いましたように、議員の方にもよろしくお願いします。

○議長（水野秀一君）　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　幾つかお尋ねをします。

まず、特別交付税の地域おこし協力隊の絡みで、先ほどの木田議員からもお話がありましたけれども、この地域おこし協力隊、町おこしに関わる歳入歳出の全体像、これがよく分からない。今回もいろんな事業に取り組むということで、大変期待するんですよ。アドバイザー業務ということで、例えば小貫の即身仏の、これをどうやって輝かせるかというようなことも専門家の方々の知恵を借りてできるんじゃないかなとかいろいろ期待はするんですけれども、そういうのを分かりやすく資料を配ってもらうと助かるなというふうに思うんですね。どういうものにどのぐらいのお金がかかって、どういう期間どういう事業に取り組みますみたいなのを、資料を頂けると助かると思うので、今後機会があれば、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

先ほどの歳入歳出の全体像ですね。金額的にはかなりの多額のお金がかかるわけなんですが、地域おこし事業、浅川町の負担は幾らぐらいなのか、この部分がいまいちよく分からないので、その全体像の部分をひとつ

伺いたいというふうに思います。

それから、２点目として、６ページでコロナの定期接種の補助金が入ってきていますけれども、これ、補助額と人数を伺いたいというふうに思います。

それから、３点目として、７ページ、土木費の社会資本のほうと、防災・安全のほうの減額になりました。国からの内示額が示されなかったという説明だったんですけれども、これどういうことなんですかね。申請をし忘れたというわけではなくて、国のほうでお金の配分ができなくてくれなかったと、こういうことなんですか。ちょっと伺いたいというふうに思います。

それから、これによって影響を受ける事業というのは、歩道の整備だけでしたっけか。その点もちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、12ページの小貫の集会所整備事業補助金に関してなんですけれども、補助の割合ですね。それから、この集会所の整備事業自体、国・県の補助事業を使ってやるのかどうか。地元負担幾らぐらいになるのか伺いたいというふうに思います。

その次、19ページの予防費に関してなんですけれども、この予防費の計上は、コロナの予防接種だけでしたっけか。1,000人だとすると490万円ぐらいで済むはずなんですけれども、金額が大きいのでほかの予防接種も入っているのかなというふうに思うんですけれども、伺います。

○議長（水野秀一君）　町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君）　企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻　悌君）　それでは、私のほうから１点目につきまして、お答えさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊関係の全体像になりますけれども、今回の補正後の予算額で申し上げます。

まず、歳出につきましては、２節給料が255万9,000円、３節職員手当が127万4,000円、４節共済費が54万4,000円、８節旅費が20万円、12節委託料のうち地域おこし協力隊募集支援業務委託料、こちら当初予算ですね、これが264万円、地域おこし協力隊設置運営等業務委託料が717万2,000円、地域力創造アドバイザー事業委託料が279万4,000円、18節負担金、補助及び交付金の地域活性化企業人制度負担金が279万4,000円、地域おこし協力隊活動補助金が190万円、合計で2,187万7,000円となっております。これに対する特別交付税につきましては1,988万3,000円となっております。

歳出の2,187万7,000円から歳入の1,988万3,000円を差し引きますと、差額の199万4,000円が現在の予算上の町の負担額となっております。

なお、事業を行いまして不用残が出てくれば、差額分、町負担分が若干少なくなるものと考えております。

それから、あと地域おこし協力隊関係のイベント関係になるんですけれども、こちらの費用については、特別交付税の対象ではなく町負担となっております。今回の補正予算で地域おこし協力隊の事業に対する補正予算も計上させていただいておりますが、今後の予定としましては、10月に行われる健康フットパス、こちらは健康ハイキングのような事業となります。

10月20日に、先ほど話ありましたけれども、第２回の駅前マーケット、翌週10月27日、日曜日におとなの遠足ということで、こちらは水郡線を利用しまして、矢祭町にあります矢澤酒造さんに行きまして、昼食と日本

酒を楽しむコースを予定しております。そこでは、水郡線の運賃と保険料を補助いたしまして、飲食については自己負担とする予定をしております。

最後に、12月に第３回の駅前マーケットと駅舎周りのクリスマスのイルミネーションをする予定をしております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君）　それでは、私のほうから２点目と５点目になりますかね、コロナワクチンの定期接種の件を説明させていただきます。

まず、国では10月から65歳以上の高齢者、定期接種にするというところで始まっております。

国の示した１人当たりの接種費用が１万5,300円です。これに対して、国ではそのうち8,300円を国が補助するよというところで、あと7,000円を自己負担とするという国の方針でございます。

町ではその自己負担１人当たり7,000円の部分を4,900円補助して、実質の自己負担を2,100円にするという方針で石川管内もまとまったところです。大体これに関しては県内の自治体はこんな感じで、2,100円が自己負担でいくというところを聞いております。

こちらの、先ほど言いました１万5,300円の内訳が、もう一度言いますと、国負担の補助金として負担で8,300円、町の負担で4,900円、受ける方の自己負担で2,100円、これが合わさりまして１万5,300円となっています。補助金の計上が、こちらの歳入、７ページなんですけれども、こちらが830万、これは8,300円の1,000人分を見込んで830万を計上しております。

次に、19ページのほうの歳出では1,320万、こちらも1,000人分、こちらは国が１万5,300円のうち自己負担2,100円を除いた１万3,200円が医療機関に実際は町が払う経費という内訳になっております。そのために１万3,200円の1,000円で1,320万の計上となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目　聡君）　それでは、３点目の７ページ、社会資本整備総合交付金について答弁させていただきます。

まず初めに、この事業につきましては国の社会資本整備総合交付金ということで、大きく分けますと、通常分とそれから防災・安全交付金というふうに分かれております。

当初予算で予算措置した分の減額というところでございますけれども、これの理由につきましては、国のほうには全て漏れなく実施予定の箇所については要望しております。

それで、１月頃ですかね、当初予算の策定段階では、国に要望している額で予算を編成しておりますけれども、交付決定が４月以降に交付決定になるものですから、その交付決定の実績に伴う補正というところになります。

社会資本整備総合交付金の通常分でございますけれども、こちらでの影響を受ける事業ですけれども、もともとこの事業で予定していた箇所の大名大塚中央線という路線がありまして、この路線は簑輪地区のこども園付近から国道と並行して西側を走っている、今現在、未舗装の道路なんですけれども、こちらの舗装工事を実

施予定だったものが今年度できなくなったというところが影響です。

それから、防災・安全交付金です。

大きく３つありまして、舗装、補修工事で再見形袖山線というところを予定しておりました。再見形袖山線は、袖山から株式会社ニッセイさんを通って県道に抜ける道路なんですけれども、そちらの舗装工事、予定しておりましたが、こちらも配分がゼロのため影響を受けることになります。

なお、この防災・安全交付金の道路の補修というパッケージなんですが、こちらにつきましては、全国的に配分がほぼないという状況がここ２年ぐらい続いておりまして、県内または近隣の町村で話を聞いても、配分ゼロというようなところが多いようです。国の、ほかに重点的に配分しているものがあるからということなんだろうと思いますけれども、配分がないという状況が続いております。

間接的に影響を受ける点といたしましては、県道浅川古殿線の小野久保地内、こちら町でずっと舗装、補修の要望をしているんですけれども、おととし実施されまして、順次やっていくのかなと思いましたら、やはり同様の理由でストップしております。

それから、本町線の歩道改築工事、今年度完成予定だったんですが、こちらの減になった理由につきましては、国に前倒しで予算を要求しておりまして、３月補正で予算措置されました。これ、あくまで前倒しという分なんで、今年度分から減額されるということで減額となったものでございます。若干、何十メートルか少し残るような状況です。歩道改修工事、今年度工事を行っても。現時点ではそういう状況で見込んでおります。

それから、橋梁修繕工事の浅川橋の設計を今年度予定しておりました。こちらにつきましても配分の減によりまして、今年度は実施を延期ということにしております。浅川橋につきましては、橋梁修繕計画に基づく点検の結果、４段階のうち、まだいいほう、レベル２ということで早期予防保全段階という段階なので、そんなに急がなくても問題はないのかなというふうに思っております。ただ、レベル２であっても、なぜこの浅川橋を対象にしたかといいますと、やはり令和元年の水害で浸水しておりますし、橋の下に大量の稲わらがたまってずっとおりました。なかなか中の状況を確認できなかったんですが、令和５年度に稲わらの撤去が完了いたしましたので、今年度そういう形で設計をする予定でございました。

以上となります。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　それでは、私から、最後４点目なんですが、12ページです。

12ページの中段ですが、４目財産管理費の18節負担金、補助交付金の集会所整備事業補助金1,784万5,000円、こちらにつきましては、小貫の生活改善センターがいわゆる屋敷替えしまして、旧分校跡地付近に集会所を建設、移転新築いたします。その補助となります。あくまでもこの集会所建設につきましては、事業主体は小貫行政区です。それに対して町が補助するものです。木造平屋建て約30坪、年度内施工の予定となっておりまして、総工費約4,000万、うちコミュニティー助成事業、宝くじ助成事業で大きな補助がありまして、その残額のうちの７割を町にて補助するものです。

なお、行政区負担もございます。１世帯当たり幾らという金額はちょっと分からないんですが、行政区負担も出てきます。

以上です。

○議長（水野秀一君）　８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　地域おこし協力隊の内容は大体分かりました。

先ほども申し上げましたけれども、できれば今後、資料をつけていただきたいなというふうに思います。

地域おこし協力隊の人が着任してからいろんな事業が取り組まれたり、取り組まれつつあったりして、従来と町は変わってきたなというふうな印象を持っています。

富三記念館でも事業が行われましたけれども、ああいうのと合わせると町に活気が出てきたような気がいたします。ぜひ力を発揮していただいて、従来の停滞した状況から活発な浅川町に変わってもらいたいなというふうに思います。期待しているということをまず申し上げたいと思います。

この地域おこし協力隊の隊員の任期というのは３年間なんですか。何かさっき出てきましたけれども、そうすると現在着任されている方は着任したときから３年間、これから採用する方は採用のときから３年間、こういうことでよろしいですかね。

あと、それから、特にアドバイザーの方と企業人の何かありましたけれども、これは単年度の契約ということなんですかね。今年度だけということなんでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君）　企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻　悌君）　それでは、お答えいたします。

まず、協力隊の任期なんですけれども、本人の希望はございますが、最大で３年間となっております。できるだけ３年間、浅川で活動していただいて、その後、浅川に定住していただきたいなと、そのように考えております。

あと、アドバイザー等の経費なんですけれども、当面今年度分の計上ということで、その成果を見まして、来年度以降はまた考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　分かりました。

あと、２点目についても分かりました。３点目も大体分かりました。

４点目の小貫の集会所の件なんですけれども、そうすると、これ、地元の行政区の負担というのは幾らぐらいになるんですかね。

それから、行政区によっては全然自己負担がなくて、自分たちで実質的な集会所を造ってもらえるというところもあったというふうに思うんですけれども、その辺のアンバランスというのは、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　答弁させていただきます。

４点目の小貫集会所の新築の件です。

先ほど答弁したとおりで約4,000万がかかります。内訳なんですが1,500万は宝くじ助成事業で来ます。その残りの2,500万円の７割は町で補助をいたします。残り、残額は区の負担となります。

確かに議員さんおっしゃっている各集会所によって負担金が出てくるか出てこないかということあるんです

が、これは、その時々の事業の内容によってなんですが、防災関係だと負担金ゼロになったことも過去にはございます。ですが、今現在ですと、防災関係で補助の対象になるものはなかなかハードルが高いと認識しておりまして、できる限りなんですが、この宝くじ助成事業、当たるかというところもあるんですが、そちらを最優先で、町としては採用していただきたく、その残りの分を町として補助したいと今現在は考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　そうすると、計算すると、小貫の行政区負担が750万円。何世帯あるのか今ちょっとあれなんですけれども、１世帯当たりにしてもかなりの金額になるんじゃないかなというふうに思うんですよね。

そういう負担をさせる行政区と全然負担がなくてできる行政区があるというのは、これはやっぱり国の補助制度が活用できるものがたまたまあったということなんでしょうけれども、住民の皆さんからすれば、それは納得できない話ではないかなというふうに思うんですよ。

これ、行政区の集会所は極めて公共性の高い場所ですので、第一次的な避難所にも恐らくなっていると思うんですけれども、何かあったときにはそこにみんな集まってというようなものだと思うので、この建設について住民負担をさせないというのは、これは基本的にそういう姿勢に立つべきではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

世帯１戸当たり幾らになるのかも併せて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　答弁させていただきます。

確かに住民負担は重いものと認識しております。まずなんですが、この小貫集会所の屋敷替えなんですが、そもそも小貫行政区から自ら建設したいと、何かいい補助メニューないかということが、打診がございました。小貫行政区とすれば、自己負担といいますか区の負担ですね。こちらがあることを前提にの話で、話はいただいておりました。企画商工課とも昨年度、令和５年度から話をしておりまして、その以前からも土地の候補地の指定とかも含めまして過去にはございましたが、このたび話が煮詰まりまして、このようなことで今年度、宝くじ助成事業、先ほど申しましたとおり、こちらがメインということで考えておりましたので、令和４年度却下で、令和５年度、６年度ということで、今回このように決定しましたので進めさせていただいております。この宝くじ助成事業がメインなものですから、必ず単年度施工ということが約束されております。

なお、今後、集会所の建設につきましては、確かに町内26行政区でほとんどの行政区持っていますが、老朽化しているところも多々見受けられます。今後、議員さんおっしゃったことを前提に、よく行政区とは相談しながら事は進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　よろしいですか。

８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　これ750万なんて１戸当たり幾らぐらいの負担になるんですかね。行政区が負担すると言ったって、行政区の財政というのは区民が納めた区費から成っているわけですから、１軒当たり幾らぐらいになるのか。

それから、用地に関する費用、これは誰が負担するんですかね。全額地元の行政区が負担するということになるんですかね。今回の場合は大体幾らぐらいの負担になるのか、分かっていれば伺いたいと思います。それを合わせると区民の負担はさらに大きくなるというふうなことになってくるのかなというふうに思うんですけれども、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　それでは、答弁させていただきます。

概算なんですが、小貫行政区で区長さんとは別に事業委員長さんいらっしゃいます。こちらの方と毎回、週に１度やり取りしておりますが、概算なんですが１世帯当たり、小貫行政区は約50軒、10万から15万だそうです。今回、３筆ほど、あくまでも小貫行政区で民地を購入、地権者の方から３筆ほど購入いたしまして、こちらも区の負担となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　上野さん、５回。

○８番（上野信直君）　やったっけ。これで最後にします。

○議長（水野秀一君）　特別に。

８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　ありがとうございます。

今、７番議員から指摘があったんですけれども、従来の集会所の解体費用がかかってくる、これもやっぱり地元負担ということになるんですかね。これも相当な金額かかると思うんですけれども。私は、今回、移転しなければならない理由というのは、異常気象によって水害が発生して、あの集会所の地域も危険になったということだというふうに、それが理由ですよね。であれば、せめて今後生じる解体費用については、町のほうでも考えるべきではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　それでは、答弁させていただきます。

今現在、先ほど言いました事業委員長さんとは、新築の件、そして、今ほど、議員さんおっしゃいました解体の件、同時進行で進んでおりましたが、まず目先は新築の件でした。解体の件は、今現在まだ白紙なんですけれども、町の方針といたしましては、今、議員さんおっしゃったような方針にしたいとは、実は考えておりました。

以上です。

○議長（水野秀一君）　ほかに質疑ありませんか。

７番、須藤浩二君。

○７番（須藤浩二君）　簡単に質問させていただきます。

19ページのコロナの予防接種なんですが、自己負担が2,100円ということで答弁いただきました。その徴収方法をまずお伺いしたいと思います。

それと25ページ、教育費の中の給食センター費の113万円の減額の内訳を詳細に教えてください。

同じく10款５項のあさかわこども園費でも減額が462万2,000円となっております。詳細な説明お願いします。

以上です。

○議長（水野秀一君）　町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君）　保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君）　それでは、ご説明いたします。

その2,100円の支払い方法なんですけれども、これは接種者が医療機関に直接自分で行って接種して、医療機関に2,100円を払ってきます。その後、医療機関から町のほうに請求があるはずですので、そちらが１万3,200円ということになっています。

以上です。

○議長（水野秀一君）　教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君）　給食センター費なんですが、こちら人件費といたしまして、それぞれ報酬、それから職員手当、共済費につきまして減額となっております。こちらにつきましては、当初予算での見込みがちょっと多かったのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　ちょっと待ってください。

〔「分かる人いないの」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　こども園もあったの、教育長、答弁できますか、その辺。課長ではなく教育長。

〔発言する声あり〕

○議長（水野秀一君）　ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時４３分

再開　午前１０時５５分

○議長（水野秀一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、生田目源寿君、答弁をお願いします。

○総務課長（生田目源寿君）　それでは、私から、先ほど須藤浩二議員からございました25ページ、10款の４項の給食センター費と５項のこども園費につきましての人件費について答弁させていただきます。

まず、４項の給食センターなんですが、こちらの113万円の減につきましては、実績による精査したものの結果でございます。給食センターの調理員の人件費なんですが、毎回、４月から８月までの実績を見まして、９月補正にて増減の計上をしているところです。

次に、その下、５項こども園費なんですが460万。一番大きなところは、こちらの１節給料報酬等ございますが、職員手当もなんですが、園長先生は今まで任用職員でいらっしゃいました。今年度からは、正規職員が園長先生になっております。その分の昨年の分の計上となっていましたので、今回、補正で落とさせていただきました。

以上です。

○議長（水野秀一君）　７番、須藤浩二君。

○７番（須藤浩二君）　人件費等のその10款の件は了解しました。ありがとうございます。

それで、コロナワクチンの接種なんですけれども、医療機関での接種ということで2,100円を医療機関で支払うということで、おおむね角田医院さんでの接種になるのかと思うんですが、そこで１つ提案なんですけれども、ちょうど敬老祝い金が地域振興券のほうで贈られるということで、今、休憩時間に商工会のほうに確認しましたら、角田医院さんは商工会の会員であり、その振興券を使える状況とはなっておりませんが、もし今後、役場さんと商工会、あと角田医院さんのほうで協議ができれば、即支給されました敬老祝い金の商品券を使えるようにしたいという内容だったんですが、それについてぜひとも使えるようにしていただいて、実質負担100円で接種できればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君）　保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君）　ただいまの提案の件ですが、一応、振興券ということで、敬老者、80歳以上には2,000円の商品券を贈りますけれども、もう既に封詰めは終わっていますけれども、加盟店の中には確かに角田医院さんは今入っていませんので、そういう提案があったので、商工会のほうとちょっとやっぱりもう一回協議したいと思います。

それで、コロナワクチンの周知に関しては、今月の広報と回覧でと考えておりますので、もしその辺の方向性が分かれば、そちらに入れて回覧とかしたいなと思っています。まずは協議してみたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　討論なしと認めます。

これから日程第６、議案第37号　令和６年度浅川町一般会計補正予算（第３号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３８号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君）　日程第７、議案第38号　令和６年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（水野秀一君）　討論なしと認めます。

これから日程第７、議案第38号　令和６年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

〇議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３９号の質疑、討論、採決

〇議長（水野秀一君）　日程第８、議案第39号　令和６年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（水野秀一君）　討論なしと認めます。

これから日程第８、議案第39号　令和６年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

〇議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４０号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君）　日程第９、議案第40号　令和６年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　討論なしと認めます。

これから日程第９、議案第40号　令和６年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第１号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４１号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君）　日程第10、議案第41号　令和６年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第41号　令和６年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４２号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君）　日程第11、議案第42号　令和６年度浅川町下水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第42号　令和６年度浅川町下水道事業会計補正予算（第２号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４３号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君）　日程第12、議案第43号　動産の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　価格が751万円ということで、なかなか高いものです。以前にも、町では、小型動力ポンプと積載車、これを購入したことが何回もあると思うんですけれども、直近では幾らぐらいだったですか、伺いたいと思います。

あと、県内にはこのような、そのポンプと積載車を販売する会社というのはどのぐらいあるものなんですかね。

３点目として、その中からこの会社を選んだ理由というのはどういうことなのか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君）　町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　担当課より説明させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　それでは、３点ほど答弁させていただきます。

まずですが、町消防団で消防車両は16台ございます。今回、太田輪班が購入するもの、今現在は平成７年式

なので28年経過で、このたび更新となります。一番新しいものですが、こちらは第１分団第３班滝輪班、こちらが令和３年、今から２年前で３年経過となっておるところです。

今回、冒頭でも説明いたしましたが、軽トラックタイプの消防車を、搭載車を購入する予定としております。

この購入なんですが、県内では、県南地方の各市町村でそれぞれ持ってございます。例えば鮫川村、旧表郷地区、今の白河市、棚倉町等、軽自動車、軽トラックタイプのものを最近採用していると聞いております。

今回、主にこの軽自動車タイプを採用することになったのは、大きく言えば２つほどございます。

太田輪班は、現団員は今７名です。従来ですと、１トン車クラス、普通トラックの４ＷＤが必要ということで、オートマチックということなんですが、こちらだと可搬式のポンプを載せますと3.5トンを超します。この3.5トンが大きな壁となっておりまして、平成29年に道路改正法になりまして、普通免許と準中型免許というものになりました。平成29年以降に免許取得した方は、準中免許は該当にならず、普通免許で3.5トン以上のものは、運転はできません。こちら太田輪班と幾度か協議したんですが、団員数からいっても、機動力のある軽トラックタイプでもいいんじゃないかという打診がございました。よって今回取り扱っています、こちらでもお付き合いがあります３社から見積りを頂いて今回の結果となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　よろしいですか。

８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　この滝輪班の購入したやつというのは、参考までに幾らぐらいだったでしたっけかね。

それから、３社から見積りを取ったということなんですけれども、お付き合いのある３社からということだったんですが、お付き合いがない会社も含めて、これ、入札でやってみようというふうにはならなかったんですか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　それでは、答弁させていただきます。

県内には、私の把握しているところでは６社程度は確かにございます。町としましては、実績がないところイコールお付き合いしていないところなんですが、先ほど答弁したとおり、３社がほとんど、こちらでお付き合いしているところなんですが、今回、随意契約にした理由なんですけれども、特殊車両ということで、あと納期の関係もございますが、いろいろ打診はしております。結果的には、随意契約ということでさせていただきました。

あと、滝輪班なんですが、今まで議会の議決案件になっていないのは、今回たまたま車両と可搬のポンプ、両方たまたま更新なんですね。それで700万オーバーとなったものですから、今回このように上程させていただいておりまして、従来ですと700万未満なので、議会の議決は必要はなかったと認識しております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　よろしいですか。

８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　たまたま一緒に買うから金額が高くなって、今回、議会に出てきたということで、値段がそれほど高いものになったわけではないと、こういう理解でよろしいんですかね。

それから、使いやすいものだということで、地元のほうからもそういうものの要望があったと、特殊車両であって、６社ぐらい扱っている会社はあるんだけれども、実績のある、後々メンテナンスなんかもしてもらえる３社から見積りを取ってこの会社を選んだと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　答弁させていただきます。

納入実績等を勘案しまして、このように今回させていただきました。

以上です。

○議長（水野秀一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第43号　動産の取得についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎同意第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君）　日程第13、同意第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、５番、木田治喜君の退場を求めます。

〔５番　木田治喜君退席〕

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、人権擁護委員、木田三枝子氏が令和６年12月31日をもって任期満了となるため、人権擁護委員の候補者として推薦するに当たり、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、浅川町大字浅川[redacted]、氏名、木田三枝子、生年月日、昭和30年２月[redacted]日。

同氏は、令和４年１月１日から１期３年にわたり人権擁護委員として、自由人権思想の普及、啓発に努められ、その功績は顕著なものがあります。引き続き２期目の人権擁護委員としてお願いするものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

〇議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（水野秀一君）　討論なしと認めます。

これから日程第13、同意第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

〇議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、同意第３号は同意することに決定しました。

５番、木田治喜君の入場を許可します。

〔５番　木田治喜君復席〕

〇議長（水野秀一君）　５番、木田治喜君に申し上げます。

同意第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては同意することに決定しました。

◎請願第６号の質疑、討論、採決

〇議長（水野秀一君）　日程第14、請願第６号　「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（水野秀一君）　討論なしと認めます。

これから日程第14、請願第６号　「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第６号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、請願第６号は採択することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（水野秀一君）　次に、日程第15、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

◎総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君）　次に、日程第16、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君）　次に、日程第17、文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

文教厚生常任委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君）　次に、日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで請願第６号が採択されましたので、追加日程、意見書準備のため暫時休憩といたします。

休憩　午前１１時２０分

再開　午前１１時２１分

○議長（水野秀一君）　再開いたします。

◎日程の追加

○議長（水野秀一君）　お諮りします。ただいま配付しました日程第19号を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第７号については、会議規則第39条第２項の規定により趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第７号については趣旨説明を省略することに決定しました。

◎発議第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君）　日程第19、発議第７号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

○議長（水野秀一君）　事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　討論なしと認めます。

これから日程第19、発議第７号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君）　起立全員です。

したがって、発議第７号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君）　以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和６年第３回浅川町議会定例会を閉会いたします。

閉会　午前１１時２４分